

学びの島コーディネーター配置による次世代ネットワーク共創事業 委託仕様書

1 業務の名称

学びの島コーディネーター配置による次世代ネットワーク共創事業

2 業務の目的

本町の第3次総合戦略で掲げる「帰ってきたいくなる学びの島づくり」をさらに推進するため、充実した教育環境を強みとして、学校を起点に地域内外の多様な主体をつなぐ「学びの島コーディネーター」を配置する。これにより、子ども、若者、卒業生、地域住民、地域事業者が世代や分野を越えて交流できる機会を創出し、島全体で学び合う持続可能な地域ネットワークの形成を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

4 委託業務の遂行

本業務を実施するにあたっては、業務の目的を十分に理解し、適切な人員配置、最新の各種情報及び最高の技術を提供するとともに、正確かつ丁寧に実施しなければならない。

5 業務の指示及び監督

- (1) 受託者は、町が定める監督員の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の執行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに本仕様書に明記されていない事項については、町と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

6 業務の内容

- (1) 本事業の目的を達成するため、以下の業務を行うこと。

① 幼小中高を基盤とした地域交流ネットワーク創出事業に関すること

- ・小中学生が地域と協働して地域課題の解決に取り組む学習プログラム（探究・体験活動等）の企画・運営・コーディネート
- ・学校、地域住民、外部専門家等の関係機関との連携に係る調整 ・広報動画の制作

【留意事項】

学校事務を掌握する教育委員会や地域住民との密接な連携のもと、対象者のニーズに合わせた具体的なプログラムを設定し、実施すること。

② 大崎上島みらい共創チャレンジ事業に関すること

- ・若者や町内の教育機関を卒業した人向けにつながり構築ができる講座やイベント等の企画・運営
- ・大崎新たな活動創出に向けたプログラム設計、参加者に対する個別面談等の伴走支援

- ・参加者の活動を支援する活動支援金の運用及び管理支援
- ・事業成果をまとめた冊子等、広報資料の作成

【留意事項】

必要講座やイベントの内部設計などにおいて専門性を発揮し、参加者の新たな挑戦を後押しする仕組みを構築すること。

③ 新たな地域交流ネットワーク創出事業に関すること

- ・島内合同新人研修等の企画・運営及び合同開催に関する業務
- ・地域事業者間の異業種交流機会の創出と参加者募集に関する業務

【留意事項】

町内の多様な事業者や組織を巻き込み、横断的なネットワークが構築されるよう調整を行うこと。

④ その他

- ・各事業に係る関係機関等を集めた会議の開催調整及び議事録の作成
- ・各事業に係る進捗状況の報告及び完了報告書の作成
- ・視察の受入調整、対応

【留意事項】

本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、町との調整を図ること。また、本業務は一部が国庫交付金事業であることに鑑み、明朗な会計に努めること。特に消費税及び地方消費税については適切に処理すること。

7 委託業務実施計画書

受託者は、契約後、速やかに本事業全体に関する委託業務実施計画書（実施体制、事業計画・広報計画）を提出し、事業実施について町と協議を行うこと。

8 成果物

(1) 受託者は、成果物を業務完了日までに大崎上島町教育委員会生涯学習課学びの島係（広島県豊田郡大崎上島町中野 2067-5）に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

成果物の納品形式は、以下のとおりとする。

- ① 事業実施報告書（原則 A4 判両面印刷、縦置き横書き（横綴じ））
- ② 事業費支出報告書（業務の一部は、領収書等の証拠書類の添付を義務付ける）

(3) 成果物の帰属等

- ① 本業務の成果物は、すべて町に帰属するものであり、受託者は町の承認を得ないで複製及び公表等を行ってはならない。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三社の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(4) 成果物に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後、成果物に瑕疵が発見された場合、速やかに町が定める監督員の指示に従い、成果物の訂正をしなければならない。

9 秘密の保持

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報およびプライバシーの保護に努めること。また、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人番号を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

11 再委託の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に町に文書をもって協議し、承認を得なければならない。